

別記様式第1号(第四関係)

# 西予市明浜地区活性化計画

愛媛県西予市

令和3年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西予市明浜地区活性化計画
都道府県名	愛媛県
市町村名	西予市
地区名(※1)	明浜地区
計画期間(※2)	令和3年度～令和7年度

**目 標** (※3)  
 明浜地区では、少子高齢化に歯止めがかからず、農業以外の産業が乏しく、経済基盤が脆弱であり、移住や帰郷を促進するが、雇用の場がないことが課題となっている。それに伴い、農業経営者の経営体数や耕作面積も減少している。  
 そのため、柑橘加工施設の整備を行い、柑橘加工施設での雇用者数を6名増加させ、10人/年とする。また、新たに2品種の商品を開発を図ることにより地域の活性化を目指す。

**目標設定の考え方**  
**地区の概要**  
 西予市明浜地区は、西予市の西部に位置し、東西に細長い地区である。海岸線は、佐田岬半島宇和海県立公園の中心的位置にあって、典型的なリアス式海岸が美しい景観をつくっている。  
 近代以降、「白い村」とも称されるほど、石灰産業で栄えた地区であったが、この地区からは良質な石灰岩を採掘することができ、明治期においては、国内だけでなく、朝鮮半島に輸出を行っていた。しかし、石灰の需要減少や設備の老朽化により、石灰産業は昭和54年に幕をとした。  
 現在は、宇和海に面した急斜面を切り拓いて作られた段々畑における、柑橘栽培が主となっている。段々畑が山の斜面に沿って麓から頂上まで続くその様子は「耕して天に至る」と形容されている。温州みかんをはじめ、ぼんかん、伊予柑など多品種栽培や有機栽培が行われ、自然の恵みをいっぱいを受けて育った柑橘はコクと酸味のバランスが好評である。中でも、狩浜地区の段々畑は西予市が推進する四国ジオパーク構想におけるジオサイトとなっており、ジオガイドを利用した散策に加え、みかん狩り体験をすることもできる交流の場となっている。

**現状と課題**  
 当地区は、少子高齢化に伴い、人口減少に歯止めがかからず、平成の大合併前の平成17年に4,182人いた人口も、令和2年では、2,985人まで減少した。それに伴い、当地区には、中学校2校と、小学校4校があったが、平成15年に、中学校、平成27年に小学校が統合され、それぞれ各1校となってしまった。農業以外の産業が乏しく、経済基盤が脆弱な当地区は、雇用の場が少ないことなどが課題として挙げられ、定住の進まない理由と考えられる。それゆえ、県内には帰郷するが、地区には帰らないといったケースも多く見られ、地区に帰りたいという帰郷希望者の要望に応えられていない。  
 少子高齢化は、農業の現場においても、深刻な課題であり、農業経営体の数も減少し、それと連動して耕作放棄地も増加している。ひいては、かつての農山漁村の風景を失い、地区の活力低下にもつながっている。地区においても、農地を荒らしたくないという意志は強く、地区の後継者に農地を集約するも後継者の数が少なく、全ての農地を耕作しきれない。1人で多くの農地を管理しているため、これまで通り農地の管理が行き届かず、柑橘の単価が下がってしまうという状態にある。状態の悪い柑橘は、加工用として、安値で市場に出荷され、農業者の所得向上へと繋がりにくく、一人当たりの耕作面積の縮小へと繋がってしまう。当地区において、年間約1.071tもの加工用柑橘があるにも関わらず、地区内にある現柑橘加工施設においては、搾汁能力が低く、搾汁が集中する11月から12月の時期に加工処理が追いついていないことや、果汁の充填機が対応できる瓶も古いタイプのもので王冠キャップしか対応しておらず、パッケージに高級感が出ないなど、施設利用者の期待に応えられていない。

**今後の展開方向等(※4)**  
 柑橘加工施設を建設することにより、次の通り上記の課題を克服する。  
 柑橘加工施設は、時間当たりの搾汁能力を向上させ、多品種の柑橘の搾汁ができる事さらに、冷蔵冷凍施設を整備する事により、収穫期に搾汁した果汁を冷凍保存し、柑橘の収穫がない4月から9月の期間に、解凍した果汁の出荷を可能にさせ、年間を通して、市場に出荷できる態勢を整備する。このことにより、販路拡大の可能性が広がり、搾汁機械設備、冷蔵冷凍施設の管理、営業の担当者を追加で雇用する必要が生じ、年間を通して、雇用が確保され、地域への定住へと結びつけることが可能となり、地域経済の強化を図ることができる。  
 加えて、搾汁能力の向上、多品種の搾汁、パッケージの多様化が可能となれば、それぞれの生産者が独自ブランドのジュース等を作る可能性が広がる。加工用柑橘の収穫も所得の一助となれば、新加工施設の柑橘の受け込み量の増加に伴い地域農産物の販売額の増加が期待され、耕作面積の維持にもつながる。それは、地区の活力向上となり、地域経済の強化にも結びつけることができ、柑橘の加工施設を中心とした地区の活性化を行う。

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
  - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地区間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
  - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
  - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地区間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
西予市	明浜	処理加工・集出荷貯蔵施設(⑰農林水産物処理加工施設)	西予市	○	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

農泊を活用した修学旅行の受入事業

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

明浜地区(愛媛県西予市)	区域面積(※2)	2,598ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当地域の総面積2,598haのうち経営耕地農地面積が306ha、森林法5条面積が1,619haと農林地が74.1%を占めていることに加え、3,319人の人口のうち農業従事者が314人、漁業就業人口が120人あり、農林漁業者が13.0%を占めている。 資料:H27国勢調査、R02農林業センサス(速報値)、2018漁業センサス、西予市基本データ、西予市森林整備計画		
②法第3条第2号関係: 当地域は、愛媛県南予地方の主要道である国道56号線から、15km程離れた位置にあり、県内の主要市町を結ぶ交通の要でない事に加え、大きな商業施設等もない。したがって、地域の自然、農業、水産業を活用した施設整備や雇用の創出を行う事が、定住を促進させることに重要となってくる。また、西予市地域づくり計画書においては、人口減少への対策として、空き家を活用した都市消費者との交流、移住者と耕作放棄地のマッチングを促進する方向性が示されており、定住を促進することが当地域の活性化において、最も有効である。		
③法第3条第3号関係: 特定農山村指定法、過疎指定法に指定されている区域であり、市街地を形成している区域外である。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計	該当なし					

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ①雇用者数の増加: 柑橘加工施設での令和6年度から令和8年度の年平均の雇用者数で評価する。
- ②新たな商品開発: 令和6年度から令和8年度において新たな商品開発の数で評価する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。